

## 特約条項

### アリペイプラス決済サービス特約

アリペイプラス決済サービス特約（以下「本特約」という）は、ALIPAY 加盟店規約に基づき Ant Financial Services Group（以下「アリペイ」という）及び株式会社リージョナルマーケティング（以下「リージョナルマーケティング」という）と ALIPAY 加盟店契約（以下、本特約と併せて「ALIPAY 加盟店契約等」という）を締結し、且つアリペイプラスの利用に同意した加盟店（以下「アリペイプラス加盟店」という）に適用されるものとする。

#### 第1条（定義）

本特約で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「アリペイプラス」とは、アリペイの決済プラットフォームを通じてアリペイ及びアリペイの提携決済事業者の決済サービスを利用できるようにした統合決済サービスのことをいう。
2. 「提携決済サービス」とはアリペイの提携企業が提供する以下の決済サービスのことをいう。アリペイはアリペイプラスの提携決済サービスに新たな決済サービスを追加変更することがあり、アリペイプラス加盟店は予めそれに同意するものとする。

	決済サービス名	国・地域
1	Alipay	中国本土
2	Alipay香港	中国香港
3	Kakao Pay	韓国
4	Touch'n GO	マレーシア
5	Ez link	シンガポール
6	GCash	フィリピン
7	TrueMoney	タイ

#### 第2条（ALIPAY 加盟店規約の適用）

アリペイプラスの利用に関して本特約で定めがない事項については、AliPayをアリペイプラスと必要な読み替えを行ったうえ、ALIPAY加盟店規約の各条項が適用されるものとする。本特約とALIPAY加盟店規約の条項が抵触するときは本特約が優先される。

#### 第3条（誠実協議）

ALIPAY加盟店規約等に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じたときはアリペイプラス加盟店とリージョナルマーケティング双方協議の上、誠意をもって定めるものとする。